



# 税務と経営

東洋の島嶼  
文化を語る  
本誌

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号

新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

## ヒントヒント

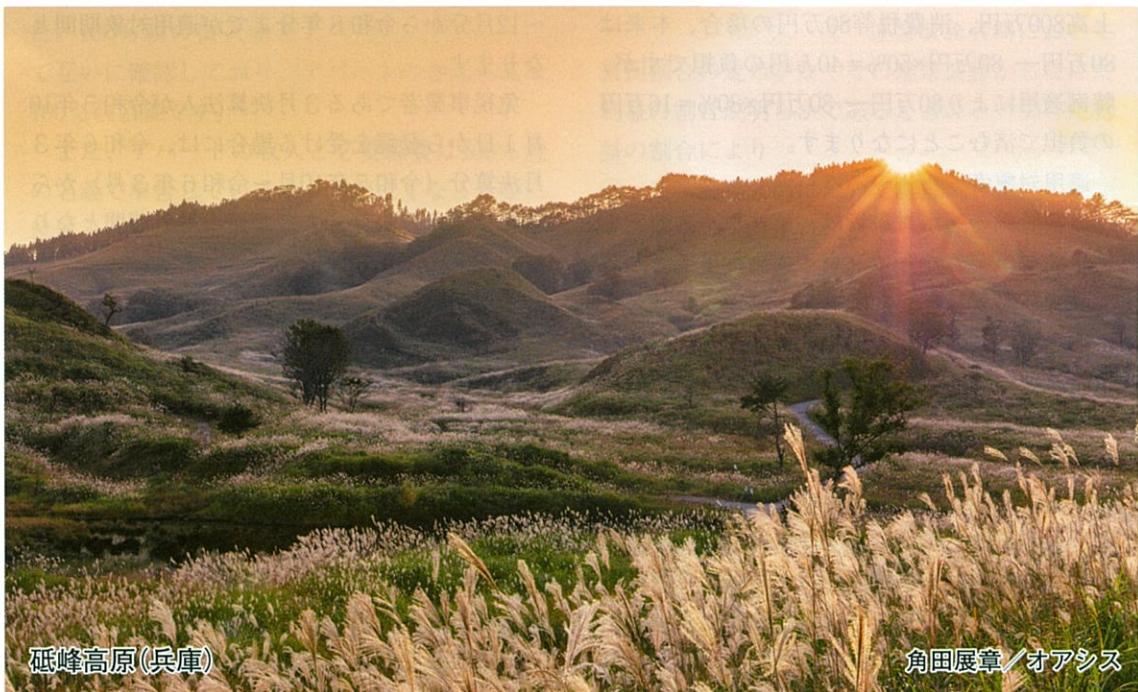
**承認する** 国際エグゼクティブコーチのヴィランティ牧野祝子氏は、部下の能力を引き出すために必要なのは上司からのポジティブフィードバックといいます。承認があるかないかで部下は大きく変わります。**結果承認**「やった！褒めてもらえたぞ」。**行為承認**「挑戦を認めてくれるんだ」。**存在承認**「気にかけてくれているんだ」。**可能性承認**「信じてもらっているんだ。改善してがんばるぞ！」。必ずしも「褒める」だけでなく、「やってくれたね」と伝えるだけで、効果はあります。間違いを正すだけではなく、何気ない承認やポジティブなアドバイスが、部下のその後の仕事人生を決定づける“宝物”になることだってあります。(プレジデント)

## ヒントヒント

### 税務 ミニガイド

国税庁の令和4年度査察の概要によると、検察庁に告発した件数は103件、脱税総額（告発分）は100億円、1件当たりの脱税額は9,700万円、告発率は74.1%でした。

内容は、消費税事案34件、無申告事案15件、国際事案25件などとなっています。



## インボイス 2割特例

### □インボイス制度開始

令和5年10月1日より、いよいよインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。令和5年度税制改正で、小規模事業者による税額控除に関する経過措置（2割特例）が設けられました。ここでは、その内容を確認していきましょう。

### □制度の概要

一定期間内において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと、または課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられることとなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする措置が講じられました。

イメージとしては、簡易課税の第2種事業（みなし仕入れ率80%）と同様の税負担となりますので、たとえば簡易課税（第5種事業）、課税売上高800万円、消費税等80万円の場合、本来は $80\text{万円} - 80\text{万円} \times 80\% = 16\text{万円}$ の負担ですが、特例適用により $80\text{万円} - 80\text{万円} \times 80\% = 16\text{万円}$ の負担で済むことになります。

### □適用対象者

2割特例の適用対象者は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者です。

個人事業者の場合、令和5年分が免税事業者で、インボイス発行事業者の登録を行い、令和5年10月1日から課税事業者となるのが典型的なパターンです。

なお、令和6年分以後について、基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合など、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や課税期間を1か月または3か月に短縮する特例

## 話のタネ

○10月中旬には、日本最大の鶴の渡来地、出水に1万羽を越える鶴がシベリアから越冬に来る。鶴は亀と共に長生きで縁起が良い。古く中国前漢時代の思想書に鶴は千年、亀は万年の寿命を持つとある。事実、鳥の寿命は10年程度だが、鶴はその2、3倍も生きる。処で、ケネディが最も尊敬していた上杉鷹山の兄は秋月鶴山という。兄は鶴、弟は鷹。面白い。



の適用を受ける場合については、2割特例の対象となりません。

### □特例適用期間

2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30までの日の属する各課税期間です。

免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受ける場合には、令和5年10月～12月分から令和8年分までが適用対象期間となります。

免税事業者である3月決算法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合には、令和6年3月決算分（令和5年10月～令和6年3月）から令和9年3月決算分までが適用対象期間となります。

### □適用手続

2割特例の適用について、事前の届出は必要なく、消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

また、継続適用は要件とされていませんので、消費税の申告の都度、適用の有無の選択が可能です。

なお、原則課税と簡易課税のいずれを選択している場合でも、2割特例の適用が可能です。

## 令和5年分路線価の傾向

国税庁は7月3日、相続税や贈与税の算定基準となる令和5年分の路線価（1月1日時点）を公表しました。全国約31万6千地点（標準宅地）の平均変動率は前年比で1.5%上昇し、新型コロナウイルスの影響が薄まった昨年に続き、2年連続で上昇しました。コロナ禍による入国制限が撤廃されるなど、商業活動の再開が反映された格好で、回復傾向が鮮明になりました。

今回は令和5年分路線価の動向を検討するとともに、その背景も考えてみたいと思います。

### 1. 都道府県ごとに見る路線価の変動

都道府県別の変動率をみると、上昇したのは47のうち25の都道府県でした。トップは北海道の6.8%で、北海道新幹線の延伸への期待感や、札幌市の再開発事業が要因とみられています。商業地が活発化した福岡4.5%、宅地の需要が

高まっている宮城4.4%、東京や沖縄でも3%を超える上昇率となりました。下落したのは20県で、和歌山の1.2%が最大でしたが、下落幅は福井の1%を除き、いずれも縮小しました。

最高路線価1位は相変わらず東京都中央区銀座5丁目中央通りで38年連続のトップです。前年比1.1%の上昇です。

### 2. 背景

令和5年地価公示においては、新型コロナの影響で弱含んでいた地価は、ウイズコロナの下で、景気が緩やかに持ち直している中、地域や用途などにより差があるものの、都市部を中心に上昇が継続するとともに、地方部においても上昇範囲が広がるなど、コロナ前への回復傾向が顕著となりました。とりわけ、商業地や観光地の回復が顕著でした。現在、コロナ禍の行動制限が撤廃され、観光客も戻り、それに伴って百貨店の売り上げなどもかなり回復してきています。こうした状況を背景に、商業地については堅調に回復しており、外国人観光客がかなり戻ってきており、観光地も伸びています。

### ナマの税務相談室

**Q** 親(甲)68歳、子(乙)  
45歳の連帯債務で銀行から1億8千万円を借り入れアパートを建築しました。100%親の借入金として互いに確認しており、アパートの登記名義は100%親名義です。

また、アパートの収入と必要経費は100%親の名義で申告しています。親が亡くなった際には借入金元金すべて相続人の債務控除として認められますか？

**A** そうですね。簡単に連帯債務ないし責任について復習しましょう。

連帯債務とは、一つの債務において複数の債務者が各自独立して全部給付すべき責任を負う債務ですね。

つまり一つの債務を皆で負担する。

債務者の順列はなく、皆に債務の全部について責任がある。ただし、負担割合の認識に言及致しますと、連帯債務者相互間の連帯債務の負

### 連帯債務と債務控除

担割合は  
 ① 連帯債務者間において負担割合の定めがあるときは、その割合により  
 ② 連帯債務者間において負担割合の定めがなくその連帯債務から受けた利益の割合が明らかであるときはその受けた利益の割合により  
 ③ 連帯債務者間において負担割合の定めがなく、かつ、その連帯債務から受けた利益の割合が明らかでないときは、平等の割合によるものとされています。

このたびの事案においての連帯債務については、連帯債務者である親子間において親の負担割合100%、子の負担割合0%と定められていることですから、親について相続が開始した場合には、その相続開始時における銀行からの連帯債務にかかる借入金残高はその全額が被相続人（甲）の債務として相続税の課税価格の計算上、債務控除の対象となります。

### ナマの税務相談室

## 老後の生活への準備 NISAとiDeCo

**老**後の生活を豊かにするには、健康、生きがい、まとった資金が必要です。健康と生きがいは、運動や食事や趣味や人間関係などへとテーマが拡がっていきますが、老後生活資金については、年金の外は若い時からの資産形成に抛らざるを得ません。

**総**務省の家計調査報告では、65歳以上の夫婦世帯・単身世帯の平均値として、生活のための消費支出に対し世帯収入の方は16.8%の不足、と記載されています。この不足を補うに足る余裕資金の確保が不可欠です。

**政**府は預金だけではない資産形成として、投資をすることを勧めています。株式や投資信託等への投資で出た

利益を非課税とするNISAやiDeCoが代表例です。確かに、預金で持つよりも資産を増やせるのが投資の魅力ですが、預金と異なり元本が減る可能性があります。でも、長い期間での少額分散投資でリスク回避のやり方を工夫すれば大きな損失を出す可能性は減らすことが出来ます。

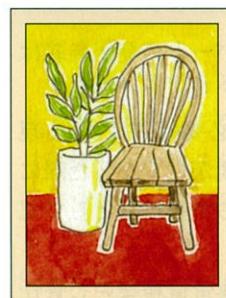
**N**ISAとは、個人の投資による株式・投資信託等の配当・譲渡益等を非課税とする税制優遇制度で、今年の税制改正で大改造されました。令和6年1月1日からの新NISAは、非課税期間が無期限となり、年120万円限度の安全性重視型の「つみたて投資枠」と、年240万円限度の自己責任型の「成長投資枠」とにな

ります。両投資枠併用は可です。なお、無期限化に伴い、非課税保有限度額が、両投資枠全体で1,800万円（成長投資枠のみでは1,200万円）の制限が設けられました。最低このくらいの老後資金を長期的な計画を持って蓄積しておきなさい、という政府メッセージのように見えます。

**iD**eCoとは個人型確定拠出年金のことです。iDeCoは運用中の配当や譲渡益等が非課税になるのに加えて、iDeCoで積立てる掛金全額が所得控除の対象となり、所得税と住民税が軽減されます。さらに、受取るときについても、税の優遇があります。年金として受取る場合と一時金で受取る場合とで異なります。年金として受取る時は、公的年金等控除の適用があり、一時金で受取る時は、積立期間を勤続年数とみなしての退職所得控除の適用があります。

見  
8日寒露、  
秋  
翠  
づ  
最上川誠二  
見  
8日霜降。  
づ  
秋  
翠  
づ  
最上川誠二  
見  
8日寒露、  
秋  
翠  
づ  
最上川誠二  
見  
8日霜降。

父訪へり 節子  
春に清流を遡った鮎は、  
十月ごろには三〇センチほどに成長します。やがて、  
産卵するために川を下ってきた鮎を、落鮎といいます。  
「由良川の水音高し鮎落



何とも、  
いつも不可能に見える。  
成し遂げるまでは、

（エルソン・マンデラ）

### 10月の税務メモ

- （国 税）
- 9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
  - 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）
  - 8月決算法人の確定申告
  - 6年2月決算法人の中間（予定）申告

- （地方税）
- |        |   |
|--------|---|
| 10日    | ○9月分個人住民税特別徴収分の納付                                       |
| 16日    |   |
| 31日    | ○8月決算法人の確定申告<br>○6年2月決算法人の中間（予定）申告<br>○個人住民税の普通徴収分第3期納付 |
| ク<br>ク |   |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。